

令和3年度
印旛沼二期農業水利事業
北調低地排水路上流整備工事

特別仕様書
(当初)

第1章 総則

印旛沼二期農業水利事業北調低地排水路上流整備工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は国営印旛沼二期土地改良事業計画に基づき、北調低地排水路の改修を行うものである。

2. 工事場所

千葉県印西市萩原干拓及び長門屋地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

施工延長 L=387.110m

施工始点 測点 NO.14+2.690

施工終点 測点 NO.21+39.800

内 訳

排水路護岸工 ブロックマット工 A=6,525m²

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

なお、工事数量表備考欄に「概」と表示した数量については、概略数量であるため、施工実績に基づき設計変更で処理するものとする。

第3章 施工条件

1. 工事用地

工事の工事用地の借地期間は令和3年11月1日から令和4年3月31日（予定）までとする。

2. 工事期間中の休業日について

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等13日/月を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3. 作業時間の制限

現場への資機材の搬入・搬出については、8時30分から17時までの間に行うものとする。

4. 交通制限

印西市道 2153、3012 号線については、一般車両を全面通行止めとして施工するものとする。なお、工事用道路の共用区間については、主要地方道鎌ヶ谷本埜線バイパスから工事終点までの区間であり、物木橋護岸工事（千葉県印旛土木事務所）との共用である。

5. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別途監督職員により通知する。

6. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕工期を設定した工事である。

余裕工期内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない機材等の手配等を行うことが出来るが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期：令和3年11月9日から令和4年3月16日まで

(余裕期間：契約締結日の日から令和3年11月8日まで)

※契約締結後において、余裕工期内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕工期は適用しない。

第4章 現場条件

1. 土質

本工場の施工場所の土質は、粘性土及び砂質土を想定している。

2. 関連工事

関連工事として、次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡協議し、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

(1) 物木橋護岸工事（仮称） 千葉県印旛土木事務所
(施工時期：令和3年9月～令和4年3月（予定）)

(2) 北調低地排水路下流整備工事
(施工時期：令和3年10月～令和4年3月（予定）)

3. 隣接地に対する措置

(1) 本工場の周辺農地では営農が行われているので、営農に支障がないよう配慮しなければならない。

(2) 本工事周辺部の既設構造物や農地については、工事着手前に位置・高さ等を測定し記録しておくものとする。

なお、構造物に影響が生じると想定される場合、又は異常を発見した場合は、直ちに作業を中止し、応急措置を行うとともに、事後の処理について、監督職員と協議しなければならない。

4. 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

1) 騒音、振動等の対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な捗進に努めなければならない。

2) 地域住民からの苦情があった場合には、内容をよく聞き取り、速やかに報告するとともに、対策等について監督職員と協議を行うものとする。

(2) 保安対策

1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

2) 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所管警察署の打合せの結果又は、条件変更に伴い員数の増減等が生じた場合は設計図書に関して監督職員

と協議するものとし設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	延べ日数	編成	昼夜別	交替要員の有無
主要地方道鎌ヶ谷本桒線	1名/箇所/日	82日	1名	昼間	無
市道 3015 号線	1名/箇所/日	82日	1名	昼間	無

(3) 交通対策

本工事については、一般車両、周辺住民の通行等に支障のないよう、十分な安全対策を講じるものとする。

1) 県道及び市道等の通行に当たって、路面及び構造物に損傷を与えた場合は、その対策について監督職員と協議するものとする。

(4) 安全対策

夜間及び休業日は低地排水路敷地及び仮設ヤード内に侵入できないよう対策を行うこと。

5. 関係機関との調整

関係機関との協議は発注者側において行うが、工事の交通規制並びに任意仮設備に関するものは、監督職員と打合せのうえ受注者が行わなければならない。

第5章 指定仮設

1. 工事用道路等

(1) 現場搬入路

主要地方道鎌ヶ谷本桒線バイパス（未供用）及び印西市道 3015 号線を現場搬入路として利用することとしている。なお、一般の通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、利用に先立ち道路状況を調査し、監督職員に結果を報告しなければならない。

現場への搬入路は、10t 車の通行が可能である。

(2) 工事用道路

1) 受注者は、図面に基づき、堤防工事用道路、搬出用工事用道路、作業ヤード、回転場を整備しなければならない。工事用道路については、斜路擦付については土砂による造成、その他はプラロード式簡易仮設道路工法を考えている。また、作業ヤードについては、山砂による造成を考えているが、これに寄り難い場合は、監督職員と協議するものとする。工事期間中の補修及び維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。

2. 仮設盛土材料

(1) 本工事で設置する仮設盛土（腹付け盛土及び工事用道路斜路）に使用する材料は、以下の場所から搬出し、搬出予定量は次のとおりである。

名称	搬出先	搬出時期	搬出量	摘要
吉高土取場	千葉県印西市下井地内	令和3年10月～ 令和3年12月	1,543m ³	掘削

3. 建設発生土受入地

(1) 建設発生土受入地

1) 建設発生土受入地は、図面に示す箇所とし、搬出予定量は次のとおりである。

名称	搬出先	搬出時期	搬出量	摘要
宗吾北機場	千葉県成田市下方干拓	令和3年1月～ 令和3年2月	1,389m ³	放土

2) 建設発生土の搬出先の詳細は監督職員と打合せにより決定し、その後に搬出を開始するものとする。

4. 仮締切工

仮締切工法の位置、規模、構造は図面のとおりとする。また、施工にあたっては、施工前に機械の配置、打ち込み、撤去等について計画書を作成し提出するものとする。なお鋼矢板の打設・引抜はバイブロハンマ工法、油圧圧入工法、ノンステーキング工法で考えており、詳細については図面のとおりとする。

仮締切施工時の現場条件等により、工法等の変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、仮締切り期間中の北調低地排水路は YP+0.93 を想定している。

また、設置中に出水が発生した場合は、随時先駆等の調査を実施し、調査結果を監督職員に報告するものとする。

5. 仮廻し水路

別添図面に示す位置において、既設排水路の仮廻し水路を設置するものとする。なお、詳細については監督職員と打合せのうえ、施工するものとする。

6. 水替工

工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。

なお、想定以上の水替えが必要となった場合は、監督職員と協議するものとし、契約変更の対象とする。

排水路内掘削時	0～6m ³ /h 常時排水
---------	------------------------------

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事实施上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別添図面に示すとおりである。

2. 着手前現地状況等の測定記録

下の項目について着手前に現地状況等の測定記録を整理し、監督職員へ報告しなければならない。

- (1) 基盤・表土面標高（施工前・施工後）
- (2) 既設施設等（既設用排水管、給水栓、畦畔、暗渠排水管等）の位置

3. 排水路現地状況等の測定記録

仮締切工施工後に現地の測量を行い、土工数量等について整理し、監督職員へ報告しなければならない。

4. 工事用地等の使用及び返還

発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員及び地権者の立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。また、必要に応じて境界控え杭を設

置するものとする。

なお、工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、地権者及び発注者の確認を受けなければならない。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

この工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりであり、監督職員が指示する材料については試験成績書等を提出しなければならない。

(1) ブロックマット（軽量型）

重量：50kg/m²以上、製品厚さ：40mm 以上

(2) ブロックマット（階段）

重量：110kg/m²以上、防草タイプ

2. 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

3. 見本又は資料の提出

主要材料及び下記に示す工事材料は、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料について監督職員が提出を指示することがある。

材 料 名	提 出 物
ブロックマット（軽量型）	カタログ及び試験成績書
ブロックマット（階段）	カタログ及び試験成績書
プラロード式簡易仮設道路工法材	カタログ
土木安定シート	カタログ、試験成績書

4. 監督職員の検査又は試験

工事材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合、これに応じなければならない。

第9章 施 工

1. 一般事項

(1) 水準点

本工事の基準点及び水準点は、施工位置図に示す BM. 1 (YP+3.857m)、BM. 2 (YP+5.354m)、を使用しなければならない。

なお、基準点等の位置データは、測地成果 2000 に対応したものである。

(2) 検測又は確認

1) 本工事の施工段階において次に示す工種、確認内容、時期、頻度で確認を受けるものとする。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2) 施工段階確認を受けようとするとき、監督職員に立会願を提出する。また、確認後は施工段階確認簿と確認記録を提出する。

- 3) 確認の結果、監督職員が合格と認めた以降でなければ、継続の作業を行ってはならない。
- 4) 下表に示す以外の工種は、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合、これに応じなければならない。
- 5) 下表の（重点監督）は、低入札価格調査制度における調査対象工事とする。

工 種	確 認 内 容	時期・頻度 (一般監督)	時期・頻度 (重点監督)	備考
掘 削	床付状況、基準高さ、	初期床付完了時	同左	
	地質状況	地質変化時		
指定仮設 土木シート	延長、幅	設置完了時点で1箇所	同左	
仮設ヤード	長さ、幅			
工事用道路	延長、幅			
敷鉄板	延長、幅、厚さ			
仮締切工	延長、規格、打設状況	延長は設置完了後1箇所、規格は使用前、打設状況は試験打設時	延長は設置完了後2箇所、規格、打設状況は同左	
護岸工	延長、幅、厚さ	設置完了時点で1箇所	同左	

2. 建設資材廃棄物等の搬出

(1) 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、汚泥については「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」の別表第一に基づく土質試験を行い報告するものとする。

産業廃棄物区分	処理施設名	住 所	受 入 時 間	事業区分
廃シート	(株)共栄サービス	千葉県野田市 上三ヶ尾金剛 寺 268-2	8:00～17:00	再資源化 施工業者
汚泥	三井商事(株)	千葉県八千代 市上高野字南 田台 485-2 一 部他	8:00～17:00	再資源化 施工業者
草類	(株)オールク リーン	千葉県印西市 別所字成沢 1209-1	8:00～17:00	

3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程毎の作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 種	作 業 内 容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎工	基礎工 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

5. 土 工

(1) 掘削及び床掘

1) 表土剥ぎ

本工事では、耕地の表土剥ぎは行わない計画としている。

2) 掘削

- ① 排水路内の掘削土は、全量産業廃棄物処理を想定しているが、下記(2)1)の試験結果により埋め戻しに流用できるものについては、流用するものとする。
- ② 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- ③ 法面の崩壊により他の施設に重大な影響が発生又は、その恐れが認められるときは、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻

1) 埋戻材

埋戻材は、吉高土取場からの搬入を考えているが、埋戻しに使用できるか確認するため、事前に下記の試験を行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。

試験項目

①土粒子の密度試験	1 試料	} 2箇所
②土の粒度試験	1 試料	
③土の締固試験	1 試料	
④現場密度試験(砂置換法)	3箇所	
⑤土の含水量試験	3 試料	

2) 締固め方法

①構造物より 50 cm までの埋戻は、一層の仕上り厚さが 30 cm 程度となるように管の左右均等に人力でまき出し、構造物に損傷を与えないよう締固め度 85% 以上となるように締固めなければならない。なお、機械による締固めが不可能な箇所は、突棒等により入念に施工しなければならない。

6. 護岸工

(1) ブロックマット工

ブロックマット工は、図面及びこの仕様書に示す規格のものを選定し、施工方法等監督職員の承諾を得て、施工するものとする。

7. 原形復旧

(1) 水田部

土木シートの撤去は、土木シートの取り残しや、基礎砕石、工事中用道路材及び石礫が耕土に混入しないよう人力にて撤去し、トラクター等で2回掛けの耕起を行うものとする。

また、法面部のエロージョン防止のため、法面表面より30cm及び畦畔は極力現況の土砂を使用するものとし用土が不足する場合は礫等が混入していない粘質系の土にて仕上げ、わら芝を施工するものとする。

なお、畦畔の撤去及び法面を掘削した土砂に礫等が混入している場合は、復旧の材料としての使用可否について監督職員と協議するものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編 1-1-10に規定する1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者でなければならない。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

建設業法第15条第2号で定めている者のうち1級土木施工管理技士以外の者とする。

2. 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない項目と施工管理基準は下記によるものとする。

1) 工程管理

受注者は、工事期間中において施工工程と実施工程を比較照査し、工期遅延が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに、対応策を速やかに監督職員に報告しなければならない。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記録する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画

像として同時に記録してもよいこととする。

2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

3) 黑板情報の電子化を行う場合は、従来型の黑板を併用することはできない。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。

4) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第11章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件等の変更該当する主な事項は次のとおりである。

1. 土質に著しい相違があった場合。
2. 地盤改良が必要な場合。
3. 破砕の必要な転石の出現があった場合。
4. 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現があった場合。
5. 現場搬入路及び工事用道路として使用する道路等が、正常な運行によって破損し、これを修復する必要があるが生じた場合。
6. 現場発生土が埋戻材料に使用できる場合。
7. 既設構造物撤去・復旧数量等に変更が生じた場合。又は処理方法に変更が生じた場合。
8. 道路の復旧方法で関係機関との協議により変更する場合。
9. 原形復旧の変更、追加の必要が生じた場合及び条件が著しく異なった場合。
10. 仮締切工における施工方法に変更が生じた場合及び構造計算結果により変更が生じた場合。
11. 交通誘導員の変更が生じた場合。
12. 工事用地の変更及びそれに伴う変更が生じた場合。
13. 建設発生土受入れ地の位置及び処理方法に変更が生じた場合。
14. 構造物の位置・構造に変更が生じた場合。
15. 排水量に著しい変更が生じ、これにより水替え工法の追加・変更が生じた場合。
16. 沈下により水田に補充土が必要となった場合。
17. 水張り均平等、耕地復旧方法に変更が生じた場合。
18. 防音及び防振、防塵処理が必要となった場合。
19. 水質調査が必要となった場合。
20. 護岸工の構造・範囲等に変更が生じた場合。
21. 耕地の表土剥ぎの必要が生じた場合。

22. 河床が軟弱なため、施工方法の変更及び対策工等が必要となった場合。
23. 関連工事により変更が生じた場合。
24. 関係機関または第三者との協議により変更が生じた場合。
25. 歩掛調査等の追加が生じた場合。
26. 設計諸元等の条件に変更等が生じた場合。
27. 設計照査の結果、設計変更の必要性が生じた場合。
28. 産業廃棄物処理の種類、条件、数量等に変更が生じた場合。
29. 湧水の出現により排水処理等の対策が必要となった場合。
30. 遠隔確認の試行を行う場合
31. その他監督職員が必要と認めたもの。

第12章 設計変更等の業務

受注者は設計変更の必要が生じ、契約変更に必要な測量設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。なお、その経費については別途協議する。

また、その他設計変更の必要が生じ、契約変更に必要な設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとし、その経費については別途協議のうえ設計変更時に計上するものとする。

第13章 情報化施工技術の活用について

1. 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき受注者の発議により、下表の適用工種に係わる起工測量、設計図書の精査、施工出来型管理、出来型管理資料の作成等において、情報課施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」（受注者希望型である。

情報化施工技術	適用工種
T S 等光波方式出来形管理技術	土工 堤防盛土 仮設工 引き堤・仮廻し道路設置
U A V 空中写真測量出来形管理技術	土工 堤防盛土 仮設工 引き堤・仮廻し道路設置
T L S 出来形管理技術	土工 堤防盛土 仮設工 引き堤・仮廻し道路設置
I C T 建設機械施工技術	土工 堤防盛土 仮設工 引き堤・仮廻し道路設置

2. 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合には情報化施工技術活用工事を行うことが出来るものとする。情報化施工技術活用工事を行う場合は、次の3～7によるものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。

3. 施工計画

受注者は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

4. 情報化施工技術に係る貸与資料

基本設計データの作成のために必要な貸与資料は、下表の通りである。この他必要な資料がある場合には、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督職員へ返却しなければならない。

	貸与資料	備考
1	業務報告書 平成 25 年度 吉高幹線用水路実施設計その他業務	
2	図面の CAD データ	

第 14 章 その他

1. 契約後 V E 提案

(1) 定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E 提案の意義及び範囲

- 1) V E 提案の範囲は、設計図書に定めている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。
 - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ② 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2) の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - ② V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権を含む V E 提案である場合、その取扱に関する事項
 - ⑥ その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、V E 提案を契約締結の日より当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E 提案の適否等

- 1) 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

- 2) また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。
- 4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2 (設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条 (請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額 (以下「V E 管理費」という)を削減しないものとする。
- 7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条 (請負代金額の変更方法等)第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記 6) の V E 管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由 (不可抗力予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E 提案書の使用

発注者は、V E 提案を採用した場合は、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が V E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 建設副産物情報交換システムの利用

本工事は、建設副産物情報交換システム (以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

3. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2 部
- ・工事完成図書の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

4. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、工事施工に着手するまでの期間 (現場事務所の配置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場着手する日については、令和 3 年 11 月以降を予定しているが、詳細な日程は契約締結後、監督職員と打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に合格通知を通知した日とする。

5. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの協議等に対する監督職員の指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは、午前中に協議等が行われたものはその日のうちに回答することを原則とし、午前中に協議等行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

6. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

次の資材については、以下の調達地域等から調達する事を想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
仮設材（鋼矢板）	Ⅲ型	成田市
仮設材（敷鉄板）	L6000×W1500	市原市

7. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の1～11の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、12～17については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須では無い。

【快適トイレに求める機能】

- 1) 洋式（洋風）便器
- 2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
- 3) 臭い逆流防止機能
- 4) 容易に開かない施錠機能
- 5) 照明設備
- 6) 衣装掛け等のフック付、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- 7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- 8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- 9) サニタリーボックス
- 10) 鍵と手洗器
- 11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- 12) 便房内寸法 900mm×900mm以上（面積ではない）

- 13) 擬音装置（機能を含む）
- 14) 着替え台
- 15) 臭気対策機能の多重化
- 16) 室内温度の調節が可能な設備
- 17) 小物置場（トイレトーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。受注者は上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】1～6及び【付属品として備えるもの】7～11の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており別途計上は行わない。

※ 施工延長が長い等、トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所ですべて計上できるものとする。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

(4) 監督職員と事前に協議を行わず快適トイレを設置した場合や、必要書類を期日までに提出しない場合等は、変更の対象としない場合がある。

8. 地域以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準(以下「積算基準」という。)の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

(3) 受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(様式2)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

8. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(3) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(4) 設計コンサルタントの出席

上記 8. (1)、(2) の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、「良質構造物設計施工技術検討業務実施要領」を参考として必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数にかかわらず契約変更の対象としない。

- (5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

9. 週休 2 日による施工

- (1) 本工事は、週休 2 日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行う試行対象工事である。受注者は、週休 2 日を実施する希望がある場合、契約後、週休 2 日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。
- (2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
 - 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全

体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (4) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする
 - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあるれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。

① 補正係数

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5%（8日/28日）以上	25%（7日/28日）以上 28.5%未満	21.4%（6日/28日）以上 25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02
現場管理費（率分）	1.06	1.04	1.03

② 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）

別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものと

する。

(7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.00
防護柵設置工（ガードレール）	撤去	1.05	1.03	1.01

10. 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評価において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評価において加点評価するものとする。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評価の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。

若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

② 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（II工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

休日の確保を行った。

その他 [理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

工程管理に係る積極的な取組が見られた。

その他 [理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]

③ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○事業（務）所長

その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。 __

11. 技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と

打合せを行い、履行を徹底するものとする。

(1) 施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案（施工計画）の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。

なお、現場条件等によって、技術提案の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。

また、各技術提案における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。

(2) 工事実施段階

施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。

(3) 工事完成検査段階

工事完成検査時においては、技術提案（施工計画）の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。

1.2. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

1.3. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算出した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※$$

※ 補正係数：1.2

1.4. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

1.5. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

- #### 1.6. 新型コロナウイルス感染症に伴う工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について
- 新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じることを理由に、工期内に工事が完成できないとして、受注者から工期延長の請求があった場合には、

工事請負契約書の規定により協議に応じるものとする。また、同様の理由により必要であると認めるときは、工事の一時中止等の適切な措置を行うものとする。

第 16 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。